

社会教育事務事業の取扱いについて

社会教育事務事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 9 月 14 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-14	社会教育事務事業の取扱いについて
1 地域改善対策事業 地域改善対策奨学資金貸与事業は、法律の失効により、平成 17 年度末で打ち切る。 地域改善対策対象地域活動事業補助金は、新町発足までに調整する。 2 社会教育委員 委員の定数は 6 名（識見者 4 名、学校代表者 1 名、家庭教育代表者 1 名）とする。 3 文化財の保護、顕彰事業 新町において文化財保護条例を整備制定し、両町の指定文化財を新町で再指定する。 文化財の調査・保護・保存等は、継続的に事業推進を行うよう調整する。 文化財審議委員の定数は 5 名とし、識見者で構成する。 4 町史編纂事業は、現行のまま新町に引き継ぐ。 5 社会人権同和教育 大会事業（現行：神崎町「人権教育・啓発リ - ダ - 研修会」、大河内町「人権啓発大会」）は継続し、時期・会場・運営方針は、新町発足後速やかに調整する。 人権教育協議会は、平成 18 年度から一本化し、補助金は新町発足後速やかに調整する。 人権文化創造活動支援事業は、現行のまま新町に引き継ぐ。また、指導者謝金は、新町発足後において適宜調整する。		

協 定 項 目	24-14	社会教育事務事業の取扱いについて																					
6 公民館事業 公民館の利用については、使用料を時間単価とし、次のとおり徴収する。 <table> <tr> <th></th><th>神崎町中央公民館</th><th>大河内町中央公民館</th></tr> <tr> <td>大ホ - ル</td><td>700 円/1 時間</td><td>3,500 円/1 時間</td></tr> <tr> <td>リハ - サル室</td><td></td><td>700 円/1 時間</td></tr> <tr> <td>視聴覚室</td><td>350 円/1 時間</td><td>350 円/1 時間</td></tr> <tr> <td>第 1 研修室</td><td>350 円/1 時間</td><td>530 円/1 時間</td></tr> <tr> <td>第 2 研修室</td><td>200 円/1 時間</td><td>350 円/1 時間</td></tr> <tr> <td>その他展示室</td><td>200 円/1 時間</td><td>200 円/1 時間</td></tr> </table> 町民以外は倍額 <u>免除：免除規定については、地域住民が利用しやすい環境を確保するため、自治会、子ども会、消防団、老人クラブ、婦人会、PTA、社会福祉団体、町内学校・幼稚園・保育所、町及び教育委員会、体育協会及び各種目協会、文化協会及び文化サ - クル、スポ - ツクラブ、自主防災並びに町長が必要と認めた場合とする。</u> <u>営業行為の使用許可については、管理者が公民館使用の目的に合致していると認めたものとし、物品販売等の営利事業の使用は禁止する。</u> 文化協会の一本化及び協会加盟のサ - クルの一本化については、新町発足後適宜調整する。 公民館審議会については、活力ある公民館活動の積極的な推進を目指して、新町発足までに調整する。				神崎町中央公民館	大河内町中央公民館	大ホ - ル	700 円/1 時間	3,500 円/1 時間	リハ - サル室		700 円/1 時間	視聴覚室	350 円/1 時間	350 円/1 時間	第 1 研修室	350 円/1 時間	530 円/1 時間	第 2 研修室	200 円/1 時間	350 円/1 時間	その他展示室	200 円/1 時間	200 円/1 時間
	神崎町中央公民館	大河内町中央公民館																					
大ホ - ル	700 円/1 時間	3,500 円/1 時間																					
リハ - サル室		700 円/1 時間																					
視聴覚室	350 円/1 時間	350 円/1 時間																					
第 1 研修室	350 円/1 時間	530 円/1 時間																					
第 2 研修室	200 円/1 時間	350 円/1 時間																					
その他展示室	200 円/1 時間	200 円/1 時間																					
7 体育指導委員 体育指導委員の定数は 20 人以内とし、新町発足後速やかに調整する。 体育指導委員の活動内容等については、新町発足後適宜調整する。																							
8 学校施設利用 学校施設の利用については、社会体育施設と同様に使用料を次のとおり徴収する。 ○ 学校体育館 1 時間 200 円 ○ 学校運動場 1 時間 200 円 <u>免除：公民館施設利用と同じ。ただし、特別な事情を除き町外への利用は許可しない。</u>																							

協 定 項 目	24-14	社会教育事務事業の取扱いについて
9 屋外体育施設利用については、使用料を次のとおり徴収する。 (町民以外：倍額、照明料は除く。) ○神崎町民グラウンド 1時間 200円 ○はにおかグラウンド 1時間 300円 照明料30分 1,050円 ○すば - く神崎ゲ - トボ - ル場 1コ - ト 1時間 200円 ○はにおかゲ - トボ - ル場 全面 1時間 200円 ○はにおかテニスコ - ト 1コ - ト 1時間 530円 照明料30分 320円 ○グリ - ンエコ - 野球場 全面 1時間 300円 照明料30分 1,050円 <u>免除：公民館施設利用と同じ。</u> 10 屋内体育施設（体育館）利用については、使用料を次のとおり徴収する。 (町民以外：倍額、トレ - ニングル - ムは除く。) ○大河内町民体育館 アリ - ナ半面 1時間 200円 サブアリ - ナ全面 1時間 200円 トレ - ニングル - ム 1回 110円 (回数券 1,100円：11枚綴り) ○神崎町体育センタ - アリ - ナ半面 1時間 200円 卓球場全面 1時間 200円 武道場全面 1時間 200円 ○海洋センタ - 体育館 アリ - ナ半面 1時間 200円 ミ - ティングル - ム 1時間 200円 <u>免除：公民館施設利用と同じ。</u> 11 プ - ル利用については、現行のまま新町に引き継ぐ。 12 国際交流事業については、大河内町の事業を現行のまま新町に引き継ぎ、 実施内容等については、新町発足後適宜調整する。 13 各種団体については、新町発足までに一本化に向け調整する。また、補助金 についても、新町発足までに調整する。		